

第368回三木市議会定例会 市長 提案理由の説明

令和3年11月29日

ただいま上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

まず、第63号議案から第66号議案までは、条例の一部改正に関する議案です。

第63号議案「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、人事院規則の改正に伴い、条例を改めるものです。

職員が不妊治療に係る通院等のために取得できる「出生サポート休暇<sup>しゅっしょう</sup>」を新設します。この特別休暇は、職員の求めに応じて1年に5日まで付与するものとし、体外受精のほか市の規則で定める不妊治療に該当する通院等である場合は10日まで付与するものです。

次に、第64号議案「三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」に

つきましては、三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針に基づき、令和4年4月1日付けで、東吉川小学校を吉川小学校へ、星陽中学校を三木中学校へ統合することに伴い、条例を改めるものです。

次に、第65号議案「三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国において出産育児一時金の見直しが行われ、一時金のうち、産科医療補償制度の適用のある分娩に対する加算分の引き下げ、あわせて健康保険法施行令等の改正による一時金本体分の引き上げが行われたことから、それぞれ条例に定める額を改めるものです。

次に、第66号議案「三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国民健康保険特別会計の赤字の解消を図り、将来にわたって保険事業の安定的な運営を確保するため、三木市国民健康保険運営協議会からの答申を経て策定した国民健康保険財政健全化計画に基づき、保険税率等を改定するものです。

このたびの税率改定においては、国民健康保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のすべての税率につい

て、納税者の負担増に配慮し、令和4年度以降3年間で段階的に引き上げることとし、年間を通じて保険税の負担を平準化するため、普通徴収に係る保険税の納期回数が、現行では8回となっているところを、令和4年度からは3月期を、さらに令和5年度からは6月期を加え、納付回数を段階的に10回まで増やすものです。

また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、未就学児の均等割額を2分の1減額する規定を追加するものです。

次に、第67号議案「令和3年度三木市一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明いたします。

このたびの補正は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種の実施や国の補正予算を活用した高校生までの子どもがいる世帯への給付金の支給など、緊急を要する経費について補正を行うものです。

これらの事業については、年内に事業を開始する必要があるため、議会開会の初日である本日、ご議決を賜りたく存じますので、十分なるご審議をよろしくお願いいたします。

まず、民生費では、児童福祉費において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するための経費5億3千万円を追加しています。

次に、衛生費では、保健衛生費において、国の新型コロナウイルスワクチンの追加接種実施の方針を受けて、接種を希望されるすべての市民が、円滑に3回目の接種を受けていただけるよう、コールセンターや大規模接種会場の設置などに必要な経費1億6,713万円を追加しています。

以上、歳出6億9,713万円を増額し、歳出総額を351億5,591万6千円とするものです。

一方、歳入については、国庫支出金の増額をもって収支の均衡を図っております。

次の債務負担行為の補正では、新型コロナウイルスワクチン

の追加接種に係る業務のうち、予約コールセンターや大規模接種会場の運営など、令和4年4月以降も継続して行う必要がある業務について、債務負担行為の限度額を追加しようとするものです。

次に、第68号議案「令和3年度三木市一般会計補正予算（第8号）」について、ご説明いたします。

この補正予算につきましては、令和2年3月から社会実験として実施している神戸電鉄粟生線の志染駅から三木駅までの昼間時間帯の増便運行を2年間延長するための費用や、障害福祉サービスの利用の増加により不足する見込みとなっている障害福祉サービス費の増額など、緊急を要する経費について補正を行うものです。

まず、議会費では、人件費及び政務活動費を合わせて537万円減額しています。

次に、総務費では、総務管理費において、前年度までに受け入れた国・県からの交付金等の精算に伴う返還金5,623万8千

円を追加しています。

このほか、人件費などの補正を加え、総務費全体で6,191万3千円を増額しています。

次に、民生費では、社会福祉費において、新たな事業所の開設などによりサービスの利用者及び利用回数が増加しており、障害福祉サービス費及び障害児通所給付費が不足する見込みとなったため、合わせて1億8,300万円を追加しています。

このほか、既に中止となった障害者スポーツ大会の開催に係る経費49万5千円を減額しています。

老人福祉費においては、介護保険特別会計における人件費等の補正に伴い、同特別会計への繰出金302万5千円を減額しています。

また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームで新型コロナウイルス感染拡大防止のために簡易陰圧装置を設置する事業者に対し、県の補助金を活用した支援を行うため、補助金1,057万円を追加しています。

児童福祉費では、児童手当法の改正により、令和4年10月支給分からの児童手当の特例給付において所得制限が設けられることから、必要となる児童手当システムの改修に係る経費

420万円を追加しています。

また、令和4年4月からの民間運営が決定している「よかわ認定こども園」において、スムーズな民間運営への移行を進めるため、老朽化している空調の更新や安全性評価で危険と判定された遊具の改修等に必要な経費255万円を追加しています。

このほか、人件費などの補正を加え、民生費全体で1億8,597万7千円を増額しています。

次に、衛生費では、保健衛生費において、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正を受けて、健診結果の標準様式化及び市民がマイナーポータルを活用した健診結果閲覧を行うための健康管理システムの改修に係る経費330万円を追加しています。

このほか、人件費などの補正を加え、衛生費全体で6,752万6千円を増額しています。

次に農林業費では、農業費において、中止となった農業祭の開催のための補助金146万円を減額しています。

このほか、人件費などの補正を加え、農林業費全体で564万円を増額しています。

次に、商工費では、中止となった三木金物まつり及び三木金物フェアの開催に係る補助金2,470万円を減額しています。

また、「三木ホースランドパーク エオの森研修センター」及び「あじさいフローラみき」の園内で発生しているナラ枯れによる被害木の倒伏等による来園者への被害を未然に防ぐため、伐採処理に係る経費、合わせて960万円を追加しています。

このほか、人件費などの補正を加え、商工費全体で1,030万円を減額しています。

次に、土木費では、人件費など603万1千円を増額しています。

次に、消防費では、人件費など635万円を増額しています。

次に、教育費では、来年度、新たに特別支援学級を開設する小学校4校、中学校1校に必要な備品等を整備するための経費について、小学校費において170万円、中学校費において34万円の合わせて204万円を追加しています。

中学校費においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のた



めに教室を換気しながら空調運転を行っていることなどで電気代等が不足する見込みとなったため、不足する経費265万円を追加しています。

社会教育費においては、文化財保護事業として、伽耶院の建物に近接したナラ枯れ被害木の伐採処理に対し、県と合わせて支援を行うため、補助金19万7千円を追加しています。

また、法界寺山ノ上付城跡用地について実測を行ったところ公簿面積より面積が増加したことから、用地購入費74万2千円を追加するとともに、測量業務の委託料の確定に伴い不用額11万円を減額しています。

保健体育費では、令和2年度に続いて次年度への延期が決定した「第28回みっきいふれあいマラソン」及びコロナ禍で縮小して実施したオリンピック、パラリンピック交流事業等に係る経費を合わせて528万7千円減額しています。

このほか、人件費などの補正を加え、教育費全体で3,150万1千円を減額しています。

以上、歳出2億8,626万6千円を増額し、歳出総額を354億4,218万2千円とするものです。

一方、歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する固定資産税及び都市計画税の軽減額が確定したため4億1,500万円を増額し、これらの軽減措置に対して交付される特例交付金について、同額の4億1,500万円を減額しています。

また、普通交付税及び臨時財政対策債の額の確定を受けて、それぞれ増額するほか、国庫支出金、県支出金、寄附金、市債などの増額及び繰入金の減額をもって収支の均衡を図っております。

次の債務負担行為の補正では、令和2年3月から令和4年3月までの2年間の社会実験として実施している神戸電鉄粟生線志染駅から三木駅までの昼間時間帯の増便運行について、コロナ禍の影響を強く受け、粟生線全体では乗降者数が大幅に減少している中、増便した区間では他の区間と比べて明らかに減少幅が小さくなっており、増便による一定の効果が確認できているものの、コロナ収束後の効果をさらに見極めるため、令和6年3月まで更に2年間延長するため、債務負担行為の限度額を追加しようとするものです。

次の地方債の補正では、認定こども園施設整備事業債及び臨時財政対策債の起債の限度額の追加及び変更を行おうとするものです。

次に、第69号議案「令和3年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、新型コロナウイルスに感染した方等への傷病手当金の追加及び社会保険との重複加入による保険税の還付金の追加、合わせて430万円を増額するもので、歳出総額を96億5,257万4千円とするものです。

一方、歳入は、県支出金の増額をもって収支の均衡を図っています。

次に、第70号議案、「令和3年度三木市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、前年度の繰越金等1億2,992万6千円を基金に積み立てるほか、前年度に概算交付を受けた国・県負担金等の確定による返還、人事異動等による人件費の補正など合わせて1億3,599万7千円を増額するもので、歳出総額を71億8,199万7千円とするものです。

一方、歳入は、前年度の繰越金1億2,208万4千円を増額するほか、国庫支出金や支払基金交付金、県支出金の増額及び繰

入金の減額をもって収支の均衡を図っております。

次に、第71号議案、「令和3年度三木市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的支出において、人事異動等による人件費312万3千円の増額を行い、総額を18億239万7千円とするものです。

次に、第72号議案「令和3年度三木市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的支出において、人事異動等による人件費の減額及び借入金利息の確定による減額を合わせて1,095万4千円を減額し、総額を24億9,293万8千円とするものです。

また、資本的支出においては、人事異動等による人件費の増額及び借入金利息の確定による減額、合わせて76万3千円を増額し、総額を26億2,236万1千円とするものです。

一方、資本的収入において、資本費平準化債の確定により1,540万円を減額し、総額を16億6,718万7千円とするものです。

以上で、ただいま提案しました議案についての説明を終わり

ます。

どうか慎重なるご審議によりまして、ご賛同を賜りますよう、  
よろしくお願いいたします。